



令和2年11月16日

自由民主党
厚生労働部会 薬事に関する小委員会
ヒアリング資料（一部抜粋）

公益社団法人 日本薬剤師会

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved.

1



- オンライン服薬指導について
- OTC医薬品の販売体制について
- 新型コロナウイルス感染症対策等について

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved

2

1. オンライン服薬指導(令和2年9月1日施行)に係る 日本薬剤師会の考え方



オンライン服薬指導は、患者の医薬品へのアクセスを確保する手段の一つの選択肢として適切に運用されることが望まれる。

- 服薬指導は対面実施が基本であり、オンライン服薬指導はそれを補完するもの。
- 患者の希望に基づき、かかりつけの薬剤師が実施。
- 安全性、信頼性、有効性を確保するルール作りが不可欠。
オンラインという相互の意思疎通の低下が想定される環境下で、医薬品の不適正な使用が発生するリスクに対応するためのルールが必要。

2. オンライン服薬指導のルールの見直しについて



- 薬剤師のかかりつけ機能を基本として、国民が安全に、安心して医薬品を使用することができる仕組みを目指すべき。
- なおその際は、単に利便性のみを追求するのではなく、安全性を重視した運用上の配慮が不可欠。

【必ず守るべきこと】

- ✓ 音声及び画像が必須(音声のみは不可)
- ✓ 初回(=初めて当該薬局を利用する患者)は対象となり得ない
- ✓ かかりつけの薬剤師による実施が原則(患者との信頼関係ができている)
- ✓ 提供された医薬品に対する責任の所在を明確化するために、調剤・医薬品の提供、及び服薬指導は、同一の薬局で行われること
(開設者が同一であっても、店舗ごと(薬局の許可形態ごと)で行われること)
- ✓ 麻薬等、流通管理を厳格に行う薬は、オンライン服薬指導の対象から除かれるべき(麻薬・向精神薬、覚せい剤原料、承認時に流通管理を条件としたもの等)